

新潟市遠隔操作等キーボックス設置業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名 新潟市遠隔操作等キーボックス設置業務

(2) 委託業務の目的

災害発生時、避難所等の開設については円滑に実施することが求められており、特に津波警報等が発令された場合は、緊急性が高く、出来る限り速やかに開設する必要がある。

そのため、津波災害警戒区域（発災から 120 分未満で津波が到達する地域）及び当該区域に隣接する避難所等に対して、遠隔操作等に対応したキーボックスの整備について、民間事業者等へ委託し、実施する。

(3) 委託期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（日）まで

(4) 委託料上限額 金 30,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本業務に関する協議や各種打ち合わせ、申請等に要する経費も業務に要する費用に含まれる。

(5) 業務内容 別紙「新潟市遠隔操作等キーボックス設置業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 業者審査方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者による提案内容などを踏まえ、6（1）記載の選定委員会により選定を行う。

3 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること、又は以下の要件をすべて満たす者であること。

① 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

② 参加申請を行う日において、引き続き 1 年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業の承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

(4) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。新潟市の入札参

加資格名簿に登載されていない者にあつては、手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 下記に掲げる基準を満たした技術者をそれぞれ配置すること。
 - ・監理技術者：電気通信の監理技術者証の資格を有する者。
 - ・担当技術者：第三級陸上特殊無線技術士以上の資格を有する者。
- (9) 技術者は業務について経験豊富な知見と十分な業務遂行能力を有し、常に連絡できる態勢を整えていること。また、関係機関に対して的確にヒアリングの対応を行えること。
- (10) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を全て満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独又は他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
 - ① 構成団体は前記すべての要件を満たしていること。
 - ② 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
 - ③ 共同企業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

4 スケジュール

実施要領等の公表	令和 6 年 8 月 5 日（月） 予定
質問期限	令和 6 年 8 月 20 日（火） 午後 5 時（必着）
質問回答	令和 6 年 8 月 23 日（金）
プロポーザル参加申請書等提出期限	令和 6 年 8 月 27 日（火） 午後 5 時（必着）
企画提案書提出期限	令和 6 年 9 月 3 日（火） 午後 5 時（必着）
選定委員会（プレゼンテーション）	令和 6 年 9 月 11 日（水） 予定
審査結果の通知	令和 6 年 9 月 12 日（木） 予定

5 公募開始から提案書提出まで

(1) 質問書の提出及び回答

本業務及び本要領について、質問書を提出することにより質問できる。

【提出書類】 質問書（様式自由、質問者の社名・担当者名・連絡先を明記）

【提出部数】 1 部

【提出期限】 令和 6 年 8 月 20 日（火） 午後 5 時必着

【提出方法】 電子メール

【提出宛先】 新潟市 危機管理防災局防災課

bosai@city.niigata.lg.jp

【回答方法】 令和 6 年 8 月 23 日（金）までに新潟市ホームページに掲載する。

※質問に対する回答は本要領の追加又は修正とみなす。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、本市は回答しないことができるものとする。

(2) 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申請書等を提出すること。

【提出書類】

<単独企業の場合>

- ・様式 1-1「参加申請書（単独応募用）」

<共同企業体の場合>

- ・様式 1-2「参加申請書（共同企業体用）」
- ・様式 3「共同企業体協定書兼委任状」

<共通>

- ・様式 2「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」
- ・様式 4「秘密保持誓約書」
- ・配置予定技術者の要件が確認できる書類（資格証の写し等）
- ・新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類も提出すること。

（参加申込日の1ヵ月以内に証明されたもの。写しの提出可）

- ① 登記事項証明書
- ② 直近の決算報告書
- ③ 新潟市税の納税証明書（新潟市入札用）

【提出部数】 各1部

【提出期限】 令和6年8月27日（火）午後5時必着

【提出方法】 持参又は郵送

※持参の場合は、提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、提出期限までの必着とし、書留等の確実に到達する方法とすること。普通郵便による場合の事故は、本市はいかなる責任も負わない。

(3) 提案書の提出

【提出書類】 ① 企画提案書8部（正本1部、副本7部）

仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。（様式・枚数任意）

(a) 提案書表紙

(b) 実施体制

スケジュールや人員体制について記載。

(c) 提案内容

(d) 経費見積書

委託費用の上限額の範囲内で、導入費及びR6年度中に必要な運用費を内訳が分かるように記載。

また、委託費用の上限額とは別に、R7 年度以降の運用費（5 年分）を内訳が分かるように記載。

なお、運用費とは、通信費・保守点検費など、当該機器の運用に際して必要となる費用のこととする。

② 様式 5「企業概要及び業務実績報告書」

同一内容であれば既存のパンフレット等でも可

- 【留意事項】
- ・ 企画提案書の用紙は、A4 版（縦横不問）とすること。
 - ・ 社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。
 - ・ 企画提案書はホチキス留めや製本はせず、クリップ留めで提出すること。
 - ・ 企画提案書の提出後の追加や修正は認めず、提出資料は一切返還しない。
 - ・ 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

【提出期限】 令和 6 年 9 月 3 日（火）17 時必着

※持参の場合は、提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。

※郵送の場合は、提出期限までの必着とし、書留等の確実に到達する方法とすること。普通郵便による場合の事故は、本市はいかなる責任も負わない。

6 委託候補者の選定

(1) 選定委員会

委託候補者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は選定終了まで非公開とする。

(2) 選定方法

- ① 選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づくプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。
- ② 選定委員会は非公開とし、開催日時等の詳細は別途通知する。
- ③ プレゼンテーション審査の出席者は、総括責任者を含め最大 4 名までとする。
- ④ プレゼンテーション審査の時間は、1 社あたり 25 分（説明 15 分、質疑 10 分）とする。
※説明時間は 15 分厳守とし、15 分を過ぎた場合は説明途中であっても打ち切りとする。
- ⑤ 評価基準（別表 1）に基づき採点し、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。
- ⑥ 提案者が 1 者のみであった場合は、選定委員による審査を行い、市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を委託候補者とする。
- ⑦ プロジェクター及びスクリーンは市が用意するため、使用を希望する場合は事前に連絡すること。なお、パソコン等は提案者が用意することとし、その動作確認は提案者の責により行うこと。

(3) 選定結果の通知

結果については、令和 6 年 9 月中旬に、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、

新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、選定内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

7 契約に関する基本事項

(1) 受託者の決定

- ① 最優秀提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- ② 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、選定結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 契約書

新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 31 条の定めるところにより作成する。

(4) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(5) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

8 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・「3 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者
- ・本公募の開始以降、選定委員による審査が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者
- ・この要領に定められた期限を過ぎて各書類を提出した者
- ・委託費用の上限額を超える見積金額を提案した者
- ・提出書類に虚偽の記載をした者又はこの要領に定められた事項に違反した者

(2) その他

- ・企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む）は、提案者の負担とする。
- ・選定結果についての異議申立ては認めない。
- ・受託者の名称は公表できるものとする。

- ・委託候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できないこととする。
- ・仕様書等内容の詳細については、本業務以外の利用は認めない。
- ・提出された企画提案書等は、提案者に無断で選定目的以外に使用しない。
- ・提出された全ての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、複製する場合がある。
- ・本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- ・本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時間及び計量法によるものとする。
- ・本市における災害対応が発生した場合は、プロポーザルに関する日程を変更する場合がある。変更後の日程については、決定後あらためて通知することとする。

9 問い合わせ及び書類提出先

新潟市危機管理防災局防災課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（新潟市役所 3階）

電子メール：bosai@city.niigata.lg.jp

担当：鈴木、渡部

(別表 1)
評価基準

評価項目	評価内容	配点
1. 会社概要	・ 本業務を行うに適切な企業か。	10
	・ 類似業務の納入実績があるか。(過去 10 年間)	10
	・ 情報セキュリティに関して、第三者機関の認証を取得しているか。	10
2. 提案内容	・ 本業務及び本市の状況を踏まえ、本業務の目的を理解しているか。	5
	・ 提案の概要及び特徴が分かりやすく明確か。	5
	・ 担当者の配置や業務管理の体制、作成スケジュールに無理がなく、事業の進行管理を適切に行えることが見込まれるか。	10
	・ 仕様を実現するための提案内容となっているか。	135
	・ 魅力的な追加提案があるか。	5
3. 経費見積	・ 見積額の妥当性があるか。	5
	・ ランニングコストの妥当性があるか。	5
合計		200

- (1) 選定委員会の各委員が、評価基準に基づき、企画提案書等を採点し、総得点による順位付けを行う。
- (2) 各委員による評価の合計点の平均が120点以上であり、かつ得点が最も高い者を第1位の最優秀提案者、次に高い者を第2位の次点者に選定する。
- (3) 複数者において、前記(2)で第1位となった場合は、各委員の採点結果順位の1位を最も多く獲得したものを最優秀提案者とする。
- (4) 前記(3)の場合において、1位を獲得したものが複数者ある場合は、委員長が第1位とした提案者を選定委員会による第1位の提案者とする。